

一般競争入札

福島県立博物館常設部門展示室「歴史・美術」整備業務委託

入 札 説 明 書

福島県立博物館

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件福島県立博物館常設部門展示室「歴史・美術」整備業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 福島県立博物館常設部門展示室「歴史・美術」整備業務委託
- (2) 業務仕様等 福島県立博物館常設部門展示室「歴史・美術」整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 25 日まで
- (4) 履行場所 福島県立博物館

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去 5 年間に、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 号第 1 項に規定する国立大学法人をいう）、又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 号第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう）と、本件と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、誠実に履行していること。

3 入札参加手続等

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格要件の確認のため、以下の書類を提出しなければならない。
 - ア 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 2）
 - イ 役員一覧（様式 3）
 - ウ 上記 2（4）について証明する履行実績証明書（様式 4）及び添付書類
 - エ 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は入札保証金の納付が確認できる領収書の写し
- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

- ア 場 所 郵便番号 9 6 5 - 0 8 0 7
福島県会津若松市城東町 1 番 2 5 号
福島県立博物館 総務課
電話番号 0 2 4 2 - 2 8 - 6 0 0 0
F A X 0 2 4 2 - 2 8 - 5 9 8 6
- イ 期 間 令和 3 年 1 2 月 2 日 (木) ~ 令和 3 年 1 2 月 2 1 日 (火)
各日午前 9 時から午後 5 時まで
※ 休館日 (毎週月曜日) を除く。
- ウ 配布図書 仕様書、入札説明書、契約書(案)
なお、配布図書は公告と併せて当館ホームページに掲載する。

(2) 現地見学・入札説明会

実施しない。

(3) 入札の方法

郵便入札とする。(持参は不可)

(4) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和 3 年 1 2 月 2 1 日 (火) 1 3 時 0 0 分
- イ 場 所 福島県立博物館 第 1 会議室

5 入札等

(1) 入札に参加する者は、入札書及び前記 3 の入札参加資格確認書類を以下の方法により提出しなければならない。

ア 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めない。

イ 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

ウ 外封筒、中封筒にはそれぞれ下表に示す書類を封かんし、封筒の表に会社名、業務名、及び開札日を記載すること。

中封筒に入れる書類	入札書 (様式 1)	
外封筒に入れる書類	暴力団等反社会的勢力でないことの表名・確約に関する同意書 (様式 2)	
	役員一覧 (様式 3)	
	履行実績証明書 (様式 4) 及び添付書類	
	入札保証金の免除を希望する場合	入札保証保険契約を締結したことを証する書面 (保険証券)
	入札保証金を納付した場合	※後記 6 を参照。外封筒には同封しない。

オ 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

(3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を漏れなく記載すること。押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書は無効になるので注意すること。

ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

6 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、4(4)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

また、納付した場合は、4(4)の日時までに、金融機関等の領収印が押印された領収書の写しを提出しなければならない（メール又はFAXで提出可）。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、同条第1項第1号の規定に基づき入札保証金の免除を希望する者は、5(1)により、「入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）」を提出すること。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を、**令和3年12月10日（金）正午までに**上記4の(1)に記載する連絡先へ申し出ること。

7 開札、入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は、上記4(4)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札者又はその代理人または立会人を立ち合わせて行う。

(3) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

(4) 落札候補者について、入札参加資格確認書類を審査し、入札参加資格を満たしている場合は、当該落札候補者を落札者に決定する。

8 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式5）により、令和3年12月7日（火）午後5時までに発注者に説明を求めることができる。
発注者は、福島県立博物館ホームページの入札情報に、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式5）を掲載する方法により速やかに回答する。
- (2) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (3) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (4) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

9 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金の納付（免除）手続きをしない者のした入札
- (4) 押印を省略した場合で、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに談合によると認められる入札
- (9) その他県において特に指定した事項に違反した入札

11 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条及び第 233 条による。

12 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

13 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

14 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (2) 入札から落札者の決定までの間に入札者が上記 2 の入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (3) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とする本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配付

15 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号	9 6 5 - 0 8 0 7
住 所	福島県会津若松市城東町 1 番 2 5 号
所 属	福島県立博物館 総務課
電話番号	0 2 4 2 - 2 8 - 6 0 0 0
F A X	0 2 4 2 - 2 8 - 5 9 8 6

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) (略)
 - (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (5)から(15)まで (略)
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17)から(18)まで (略)
- 2 (略)

(契約保証金の納付等)

- 第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。
- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

- 第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。
- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。